

平成 22 年 8 月 11 日

選挙管理委員の報酬の見直しについて（意見）

新宿区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、新宿区長から意見を求められた選挙管理委員会の委員（以下「選挙管理委員」という。）の報酬の見直しについて、次のとおり意見を述べる。

1 主な意見

審議会では、選挙管理委員会の制度や活動状況、選挙管理委員の報酬の現状や課題等を確認した上で、活発な意見交換を行った。その主な意見は次のとおりである。

- (1) 選挙管理委員は、区長から独立して選挙を中立かつ公正に執行する大変重い職責を有していて、その報酬にはこれらを反映したものとすべきである。
- (2) 区民の視点に立てば、選挙管理委員は、選挙時の職務や投票への啓発活動など、その活動実態に対して支払う報酬のあり方が適当ではないか。
- (3) 選挙管理委員会は、投票への啓発や活動状況の情報発信を行い、区民にその存在意義、具体的な役割も含めた活動状況を知ってもらうことが必要である。

2まとめ

選挙管理委員の報酬は、その役割・職責の重さやその活動などに見合ったものであるとともに、区民の理解を得ることができるものでなければならない。あわせて、社会経済情勢や、国、他の地方自治体の状況等を総合的に考慮しなければならない。

したがって、審議会の主な意見を踏まえ、区が示した選挙管理委員の報酬を日額報酬とする案については、適当であると考える。

なお、選挙管理委員会におかれでは、区民に活動状況を積極的に情報発信されるとともに、今後の運営の一層の充実を図られるよう期待するものである。

(案)

平成 22 年 8 月 11 日

総務部総務課

選挙管理委員の報酬の見直しについて

1 現在の報酬

単位：円

	報酬の額	年額
委員長	月額 309,000	3,708,000
委員長職務代理者	月額 263,000	3,156,000
委員	月額 247,000	2,964,000
補充員	日額 12,000	—

2 日額報酬の案

単位：円

	報酬の額
委員長	日額 35,000
委員	日額 30,000
補充員	日額 30,000

※委員長職務代理者が職務代理を行った場合は、
委員長の報酬の額

3 活動実績

単位：回

		合計	委員会等	各選挙組織 との連携	啓発活動	選挙時事務
平成 20 年度	委員長	36	18	9	9	0
	委 員	32	18	5	9	0
平成 21 年度	委員長	64	29	10	15	10
	委 員	60	29	6	15	10

4 参考

(1) 日額報酬案の場合の月額

単位：円

	活動が月 8 回の場合	活動が月 3 回の場合
委員長	280,000	105,000
委 員	240,000	90,000

(2) 日額報酬案の場合の過去の活動実績で見た年額

		活動回数(回)	年額(円)
委員長	20 年度の場合	36	1,260,000
	21 年度の場合	64	2,240,000
委 員	20 年度の場合	32	960,000
	21 年度の場合	60	1,800,000